

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
1月14日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定(環境政策課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 選管告示
 - 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正.....
 - 不在者投票のできる老人ホームの指定.....



山口県告示第七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和四年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
 - 山陽小野田市新沖一丁目七五一六の二の一部、七五一六の八の一部、七五一六の三〇の一部、七五一六の三六の一部、七五一六の三七の一部及び七五一六の五二
- 二 特定有害物質の種類
 - カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、一・一・ジクロ

ロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル

三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年一月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 美祢油谷線
道路の区域

区 間	旧 別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市大嶺町奥分字浦ヶ瀬八八二の 一地从先から 同市大嶺町奥分 同字八七六の二地 先まで	最狭 一・六・七	最狭 七・三・六	一一七・八	道路改良工事の 完了による。	

山口県告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年一月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 美祢油谷線	美祢市大嶺町奥分字浦ヶ瀬八八二の一地先から 同市大嶺町奥分 同字八七六の二地先まで	令和四年一月十五日



山口県選挙管理委員会告示第二号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（昭和六十二年山口県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

「豊関会記念病院 下関市長府江下町二番一〇号」を削る。

山口県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和四年一月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰 治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人ひとつの会 特別養護老人ホームオ・ サバオイ	山口市下小鯖一三三三の一、二	令和三、一二、二四
社会福祉法人ひとつの会	〃	〃
サービス付き高齢者向け 住宅オ・サバオイ	〃	〃

令和四年一月十四日印刷
令和四年一月十四日発行

発行人所

山口県知事